

令和4年12月1日

保護者 様

静岡県立沼津工業高等学校
校 長 望月 保宏

季節性インフルエンザの罹患証明書の提出方法の変更について

小雪の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行の可能性があり、外来医療機関のひっ迫が懸念されていることから、従来提出していただいたインフルエンザ罹患証明書の提出方法を下記に変更しますので、御協力をよろしく願いいたします。

記

1 提出方法

医療機関を受診し、季節性インフルエンザと診断された際は、学校のホームページに掲載されている「インフルエンザ報告書」を印刷し、保護者が記入して、学校に登校する際に担任へ提出する。(医療機関による証明は必要はありません)

2

出席停止の期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児に当たっては、3日)を経過するまで」と定められているため、発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過する必要があります。

担 当 保健主事 渡邊 治
養護教諭 山本沙織
電話番号 055-931-0343